

入札監理小委員会における審議結果報告 エネルギー消費統計に係る調査実施等業務

資源エネルギー庁の「エネルギー消費統計に係る調査実施等業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○ 事業概要

統計法（平成 19 年法律第 53 号）の「一般統計調査」として、毎年度約 18 万事業所を対象に、業種横断的にエネルギー消費実態を把握するための統計調査を実施するもの。

○ 事業の目的

我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

○ 事業期間

令和 5 年 10 月から令和 8 年 9 月までの 3 年間（市場化テスト 1 期目）

(2) 選定の経緯

平成 27 年度の民間からの意見募集において統計調査業務の市場化テスト導入の提案があったことを契機として、2 度のヒアリングを経た後に資源エネルギー庁より選定され、平成 30 年度の「公共サービス改革基本方針」別表に掲載されたもの。

当時策定中であった第Ⅲ期統計基本計画において「エネルギー消費統計について、時系列安定化やデータの精緻化のための各種見直しの効果の持続性等の検証を行うとともに、基幹統計化についての結論を得ることをはじめとして、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る。（平成 34 年度までに結論を得る。）」とされていたことを踏まえ、市場化テストの導入は、その結論が整理された平成 35 年度（令和 5 年度）からとされた。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

○ 契約期間の複数年度化（単年度から 3 年度に変更）

○ 入札スケジュールの見直し（【資料 1 - 2】P20、21）

- ・ 入札公告期間：20 日→30 日以上に延長
- ・ 公示日：約 2 ヶ月程度前倒し

○ 情報開示の拡充（【資料 1 - 2】P6～17、24～25）

○ 知見を有する者が限られる「調査名簿の作成業務」について、業務をマニュアル化し、これを受託者に引継ぐことを実施要項に明記（【資料 1 - 2】P19）

3. 実施要項（案）の審議結果について

【指摘1】実施要項上の委託業務の内容の記載箇所のうち、調査名簿の作成、調査関係書類の印刷部分について、いずれも「実施時期：10月から翌年3月頃」とおおまかに記載されており、作業工程がややわかりにくいように思うので、もう少し具体的な時系列がわかるよう記載ぶりを工夫できないか。

【対応1】御指摘を踏まえ、両項目について、時系列を細分化して記載。

（【資料1-2】P7~11）

【指摘2】業務の引継について、実施要項上は業務マニュアル等を整備して次回の事業者へ引継を行う旨定められているが、その著作権についての整理が不明。クオリティ確保の観点からは、資源エネルギー庁で管理できるようにした方が良いのではないか。

【対応2】引継用の業務マニュアルについて、著作権は資源エネルギー庁に属すること等について明記。（【資料1-2】P19）

4. パブリックコメントの対応について

令和5年4月5日から同年5月8日まで実施した結果、2者から8件の意見等があり、表記・字句等6件の修正を行った（【資料A-3】）。

以上